

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、平内町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を想定するなどし、日常的に防災・減災のための町民運動の展開を図るものとする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る平内町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震・津波防災計画は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づき作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、平内町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部事項については、平内町災害対策本部の各部及び各防災機関において定めることを予定しているものである。
3. 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映する必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 平内町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

## 第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）  
防災対策の実施に万全を期するため、平内町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
2. 災害予防計画（第3章）  
風水害等が発生した場合の被害の軽減を図るため、平内町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
3. 災害応急対策計画（第4章）  
風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、平内町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

#### 4. 雪害対策、事故災害対策計画(第5章)

雪害、事故災害に係る平内町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

#### 5. 災害復旧対策計画(第6章)

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、平内町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

### 第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

#### 1. 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2. 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

#### 3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

#### 4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

## 第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

その1

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
平 内 町	平 内 町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災会議に関する事</li> <li>2. 防災に関する組織の整備に関する事</li> <li>3. 防災に関する調査、研究に関する事</li> <li>4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事</li> <li>5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関する事</li> <li>6. 防災に関する物資等の備蓄に関する事</li> <li>7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関する事</li> <li>8. 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関する事</li> <li>9. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関する事</li> <li>10. 地震情報・津波情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事</li> <li>11. 水防活動、消防活動に関する事</li> <li>12. 災害に関する広報に関する事</li> <li>13. 避難勧告等に関する事</li> <li>14. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関する事</li> <li>15. 公共施設・農林水産業施設の応急復旧に関する事</li> <li>16. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関する事</li> <li>17. 建築物等の応急危険度判定に関する事</li> <li>18. 罹災証明の発行に関する事</li> <li>19. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事</li> <li>20. その他災害対策に必要な措置に関する事</li> </ol>
	平内町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災教育に関する事</li> <li>2. 文教施設の保全に関する事</li> <li>3. 災害時における応急の教育に関する事</li> <li>4. その他災害対策に必要な措置に関する事</li> </ol>

その2

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
青 森 県	青森地域広域事務組合 消 防 本 部 機 関 平 内 消 防 署 平 内 町 消 防 団	1. 災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
	青 森 警 察 署	1. 地震情報・津波情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難勧告等に関すること 9. 津波警報等の町への伝達に関すること 10. その他災害対策に必要な措置に関すること
	東 青 地 域 県 民 局 地 域 健 康 福 祉 部	1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること
	東 青 地 域 県 民 局 地 域 農 林 水 産 部	1. 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3. 水産業に係る被害状況調査及び応急対策、復旧の指導、助言に関すること 4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業協同利用施設等の被害状況調査並びに 応急対策及び復旧に関すること
	東 青 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部	1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	東 青 教 育 事 務 所	1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	農 林 水 産 省 （東北農政局、青森県 拠点を含む）	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病害虫防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付に関すること 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7. 被災農林業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること

その3

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指	東 北 森 林 管 理 局 (青森森林管理署)	1. 国有林の森林、治山による災害防止に関すること 2. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する こと 3. 国有林の林野火災防止対策等に関すること 4. 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
	東 北 地 方 整 備 局 青 森 河 川 国 道 事 務 所 (青森国道維持出張所)	1. 公共土木施設(直轄)の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報(青森地方気象台との共同)の発表 ・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関すること
定	東 北 地 方 整 備 局 青 森 港 湾 事 務 所	1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の 指導、協力に関すること 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関 すること
	東 北 運 輸 局 青 森 運 輸 支 局 八 戸 海 事 事 務 所	1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収 集及び伝達に関するこ。 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に 関すること。
地	第 二 管 区 海 上 保 安 本 部 青 森 海 上 保 安 部	1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること 2. 海難救助、海上消防、避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資 及び人員等の緊急輸送に関すること 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、海上災害に対する防除活 動及び海上交通の確保等に関すること 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること
	青 森 地 方 気 象 台	1. 気象地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集・発表に関するこ と 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関 すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す ること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関するこ と
方	東 北 総 合 通 信 局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2. 非常通信訓練に関すること 3. 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及 び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関するこ と
行		
政		
機		
関		

その4

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	青 森 労 働 局 青 森 労 働 基 準 監 督 署 ハローワーク 青 森	1. 被災者に対する職業の斡旋に関する事 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事 3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関する事 4. 災害時における労務供給に関する事
	東京航空局 三沢空港事務所 青森空港出張所	1. 航空事故防止のための教育・訓練・災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事 2. 災害時における航空機による輸送の安全確保に関する事 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
	陸上・海上・航空自衛隊	1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事 3. その他災害対策に関する事
	東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 株式会社N T T ドコモ 東北青森支店 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	1. 気象警報等の町への伝達に関する事 2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」「緊急電報」の優先利用に関する事 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4. 電気通信設備の早期復旧に関する事 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事
	日本郵便株式会社 （小湊郵便局）	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事
	日本赤十字社青森県支部	1. 災害時における医療対策に関する事 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事 3. 義援金品の募集及び配分に関する事
	東北電力株式会社青森営業所	1. 電力施設の整備及び管理に関する事 2. 災害時における電力供給に関する事
	日本放送協会 青森放送局 青森放送株式会社 青森支社 株式会社青森テレビ 青森支社 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関する事 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事

その5

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	一般社団法人青森県エ ルピーガス協会東青支 部	1. ガス供給施設の整備及び管理に関する事 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事
	一般社団法人青森市医 師会	1. 災害時における医療救護に関する事
機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	公益社団法人青森県ト ラック協会 青森支部 下北交通株式会社 青森出張所 十和田観光電鉄株式会 社 青森総合営業所 日本通運株式会社 青森支店	1. 輸送施設の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する事
	日本銀行（青森支店）	1. 災害時における通貨及び金融対策に関する事
公 共 的 団 体	東日本高速道路株式会 社（東北支社、青森・ 八戸・十和田管理事務 所）	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関する事
	平 内 町 商 工 会	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協 力に関する事 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっ せんに関する事
そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	青 森 農 業 協 同 組 合 平内町漁業協同組合 森 林 組 合 あ お も り	1. 農林水産業に係る被害調査に関する事 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 3. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事
	運 輸 業 関 係 団 体	1. 災害時における輸送等の協力に関する事
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	建 設 業 関 係 団 体	1. 災害時における応急復旧への協力に関する事
	その他ボランティア団 体等の各種団体	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関する事 2. 災害応急対策に対する協力に関する事
放 送 機 関 コ ミュ ニ ティ エ フ エ ム	放送機関	1. 放送施設の整備及び管理に関する事
	コミュニティエフエム	2. 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報、災害情報及び 被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事
病 院 等 経 営 者	病 院 等 経 営 者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関する事 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関する事 3. 災害時における病人等の受入れに関する事 4. 災害時における負傷者の医療・助産、保健措置に関する事

その6

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	社会福祉施設経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における入居者の保護に関すること
	金 融 機 関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学 校 法 人	1. 防災教育に関すること 2. 避難施設の整備、避難訓練等の実施に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること
	危険物関係施設の管理者（むつ小川原地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等）	1. 災害時における危険物の保安に関すること
	多数の者が出入りする事業所等（病院・百貨店・工場等）	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 来場者等に対する避難誘導に関すること

## 第6節 町の自然的・社会的条件

### 1. 位置

平内町は、青森県のほぼ中央に位置し、東は野辺地町、東北町、七戸町と、西は県都青森市に隣接している。北は、陸奥湾に深く突出した夏泊半島を擁し、南は那須火山帯に属する八甲田山脈に連なっている。

位 置 北緯 40度55分24秒

東経140度57分33秒（役場庁舎位置：昭和56年国土地理院調べ）

総面積 217.08km<sup>2</sup>（平成28年10月1日現在）

### 2. 地勢

#### (1) 地形及び地質

当町は、三方を海に囲まれ、南北に山岳地帯があり、中央部が平坦地となって里山形を呈している。

地質は、小湊川、清水川流域及びその流域の水田地帯が沖積層、山岳部は田代安山岩、石英岩となっている。土壌は、一般に植壤土が多く、ところによっては砂壤土が見受けられる。

#### (2) 河川湖沼及び山岳

当町は、南部山岳や半島部の山岳に源を発し、陸奥湾にそそぐ堀差川、清水川、小湊川、盛田川、明神川及び長沢川の2級河川を有し、流路延長は53.9kmに達する。

#### (3) 海岸

当町は、北部の夏泊半島をはじめ、東西に総延長55.4kmにおよぶ海岸線を有する。

#### (4) 港湾及び漁港

当町は、県が管理する地方港湾である小湊港のほか、県管理の第2種漁港である小湊漁港、清水川漁港、東田沢漁港、稲生漁港、茂浦漁港、町管理の第1種漁港である狩場沢漁港、白砂漁港、浪打漁港の計8つの漁港を有しており、それぞれ当町の基幹産業のホタテ養殖漁業の生産基地として整備され、水産振興上重要な役割を果たしている。

#### (5) 道路

町の幹線道路網は、町内を東西に貫く国道4号と半島部を周回する県道夏泊公園線、南部にのびる県道清水川・滝沢野内線をはじめ、これらに接続する町道から構成されている。

#### 3. 気象

当町は、陸奥湾に面し、偏東風（ヤマセ）と呼ばれる季節風が、6～7月を中心に吹き、低温多湿となり、しばしば冷害を生じる。また、冬季間の積雪量は、県内でも多い地域である。

#### 4. 人口及び世帯

人口は、資料1のとおり微減傾向にあるが、その一方で世帯数の増加がみられ、核家族化の進行や、一人暮らし世帯が増えている。

#### 5. 土地利用状況

当町の面積は、217.08km<sup>2</sup>であるが、県が作成する地域森林計画によると森林が78%以上を占めるなど、その大半が山岳地であり、農用地は、約10%、宅地は約1%となっている。

#### 6. 産業及び産業構造の変化

第1次産業は、漁業の支柱たるホタテ養殖が安定期にあり、また、米作を中心とした農業は、基盤整備、機械化が進展する一方、減反政策により転作等が進められている。第2次産業においては、ホタテ加工を主とした食料加工が中心である。第3次産業は、小売業及びサービス業が大半を占め、昭和55年以降、構成比が第1次産業を抜いている。

なお、各産業別の就業者人口並びに産業全体に占める構成比及び産業の構造の変化は、資料2のとおりである。

## 第7節 災害の記録

平内町で過去に発生した風水害、火災等による主な災害は、次のとおりである。

#### 1. 風水害

(1) 昭和33年9月18日（台風21号）、同年9月27日（台風22号）来襲。床上浸水237戸に及び、損害額は、2億7千万円に達した。

(2) 昭和41年10月13日、夜半より翌14日早朝にかけての集中豪雨により、小湊川、清水川、長沢川の主要河川が決壊、氾濫により未曾有の大災害が発生した。

死者3名、全壊、流失した家屋29戸、半壊した家屋64戸、その他建設省関係98件、農林省関係186件、小災害533件、林道17件等の災害が発生し、損害額は30億円余りに達した。当該災害により、災害救助法が発令され、町役場に災害対策本部が設置された。

(3) 平成14年8月11日の大雨災害

東北地方に停滞した前線の影響で、8月10日午前より大雨が降り続いたことから、翌11日午前10時、『大雨災害対策本部』を設置した。

当町における被害の状況は、住家被害（床上浸水2戸、床下浸水49戸）をはじめ、水田・畑の冠水、土砂災害による国道4号（漁協土屋支所入口付近）及び主要地方道夏泊公園線（東滝～白砂間、浦田～稲生間）の通行止めに伴う交通渋滞、JR東北本線（小湊～東青森間）及び市営バスの運転見合わせなど近年にない大きな被害を生じた。

また、山口（小沢）地区では、旧山口小学校裏側斜面で土砂崩壊の恐れがあったことから、11日午後10時に付近の住民（8戸26人）に対し避難勧告を出し、山口コミュニティセンターに避難させた。

地すべり警報器の設置等応急処置により避難勧告は一部解除となったが、3戸11人については、

避難が長期に及ぶ見通しとなったことから、8月16日、避難所を旧大洋メリヤス居宅に変更し、同日中に移動を完了した。

平成14年12月20日、復旧工事の進展により避難勧告が解除されたことから、同日付けをもって大雨災害対策本部を解散した。

## 2. 雪害

平内町の近年における『豪雪対策本部』設置状況は、次のとおりである。

### (1) 平成12年度

平成13年1月22日(月) 午前9時 平内町豪雪対策本部設置

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 74cm

平成13年3月26日(月) 午前9時 豪雪対策本部解散

### (2) 平成16年度

平成17年1月12日(水) 午前9時 平内町豪雪対策本部設置

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 122cm

平成17年3月31日(木) 午前9時 豪雪対策本部解散

### (3) 平成17年度

平成18年2月3日(木) 午後1時 平内町豪雪連絡対策会議設置

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 66cm

平成18年2月6日(月) 午前9時30分 平内町豪雪警戒対策本部へ移行

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 77cm

平成18年2月10日(金) 午後1時 平内町豪雪対策本部へ移行

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 81cm

平成18年3月6日(月) 午後1時 豪雪対策本部解散

※ 気象庁は、平成17年10月から全国一斉に降雪の観測方法を変更した。従来は、一定時間に板に積もった雪の高さを職員が測る「雪板観測」だったが、自動積雪計による一時間前と現在の積雪値の差を降雪とみなす方法に改められたことから、雪自体の重さで沈んだ分が考慮されず、従来の観測値より低めに計測される可能性があるため、使用の際は留意願いたい。

(2006年4月5日(水) 東奥日報 抜粋)

### (4) 平成22年度

平成23年1月24日(月) 午前11時30分 平内町豪雪対策本部設置

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 100cm

平成23年3月14日(月) 午前9時 豪雪対策本部解散

### (5) 平成23年度

平成24年1月10日(水) 午前9時 平内町豪雪警戒対策本部設置

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 86cm

平成24年1月26日(金) 午前10時 平内町豪雪対策本部へ移行

※ ひだまり公園における同日の積雪 100cm

平成24年3月30日(金) 午前9時 豪雪対策本部解散

### (6) 平成24年度

平成25年2月22日(金) 午前9時 平内町豪雪対策連絡会議設置

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 83cm

平成25年2月25日(月) 午前9時 平内町豪雪対策本部へ移行

※ 小湊除雪ステーションにおける同日の積雪 103cm

平成25年3月29日（金）午前9時 豪雪対策本部解散

### 3. 火災（大火）

(1) 昭和5年5月16日午後8時30分頃、旧小湊町大字小湊（本町）錦里館2階映画室内のフィルム引火により、火災が発生した。火災発生時は、風速6メートルの風が吹いており、これに水利等の悪条件が重なり、川原町、下夕田通りの2箇所へ飛火して炎上する事態を生じた。

消失戸数16戸、半焼1戸、負傷者6名、損失額は、239,149円に達した。

#### (2) 林野火災

平成15年4月17日、山口・増田地区で大規模な林野火災が発生した。当日は、暴風警報が発表され、最大風速17.6mを記録していた。また、4月13日以降、雨が降っておらず空気が乾燥して、火災の発生しやすい条件下にあった。

同日正午頃、たき火から飛んだ火の粉が附近の民家や作業小屋などに引火、さらには強風にあおられた火の粉が林野火災を招き、焼失面積が11.4ヘクタール（被害額12,794千円）におよんだ。

町では、『山口地区林野火災災害対策本部』を設置して対応した。県へ防災ヘリコプターの運航要請をし、陸上競技場を発着場として使用しながら空中からの放水を繰り返した。しかし、強風のために効果をあげることができなかったことから、自衛隊の派遣を要請し、陸上自衛隊第9師団から400名が出動した。

火災は、同日17時45分に概ね鎮火の報告があり、翌18日午前5時15分に、防災ヘリコプターにより、鎮火を確認したことから、同日午前9時に災害対策本部を解散した。

## 第8節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1. 台風による災害
2. 高潮による災害
3. 河川の氾濫による災害
4. 集中豪雨等異常降雨による災害
5. 豪雪による災害
6. 海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
7. その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害